

さつま町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条）

第4章 議会と町長等との関係（第5条—第7条）

第5章 自由討議の拡大（第8条）

第6章 議会改革の推進（第9条・第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条—第16条）

第8章 議員の身分、待遇及び政治倫理（第17条—第19条）

第9章 最高規範性及び見直し手続（第20条—第22条）

附則

（前文）

さつま町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成されるさつま町議会（以下「議会」という。）は、常に町民の信頼と期待の中で活動することが求められている。そのために、議員としての誇りと自覚を持ち、町民との対話を積極的に行い、町民の声を町政に反映させる議会を全議員で構築する必要がある。

地方分権化が進み、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点及び争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議を通して、これら論点及び争点を明確にし、公開することは言論の府である議会の第一の使命である。

この使命を達成するため、議員は地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等行政機関との緊張関係の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保及び議員活動を支える体制の整備等についてこの条例に定め、議会の特性を生かして、町民の意思を町政に反映させることで最良の意思決定へと導き、町民に信頼され、存在感のある議会を築くことを決意し、ここに議会の最高規範として「さつま町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会となるよう、議会及び議員活動の活性化を図るために必要な基本事項を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にしながら、地域課題及びこれに対する町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結びつけ、さつま町の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性等を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5) 町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、町民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、すべての情報を積極的に公開するとともに、広報、広聴活動を強化し、町民に対する説明責任を十分に果たすことにより、透明性のある運営を行うものとする。

- 2 議会は、本会議及びさつま町議会委員会条例（平成17年さつま町条例第178号）に規定する委員会（以下「委員会」という。）については、原則として公開し、本会議及び委員会で使用した資料を積極的に公開するよう努め、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 議会は、本会議及び委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活

用して、町民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

5 議会は、第1項から前項までの規定に関する実効性を高める方策として、必要に応じて町民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して広く町民の意見を聴取して、議会活動に反映させるものとする。

第4章 議会と町長等との関係

(町長等との関係)

第5条 議会は、二元代表制の下、町長等との緊張関係を保ちながら、議会の役割を果たしていくものとする。

2 本会議における一般質問は、町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対し、答弁に必要な範囲内で、論点を明確にするため反問することができる。

(重要施策の審議等)

第6条 町長は、各種計画、その他重要な政策を決定しようとするときは、あらかじめ議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2 町長は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 当該政策を必要とする原因又は背景
- (2) 当該政策案以外の代替案の内容（代替案を検討した場合に限る。）
- (3) 他の自治体の類似する政策の状況及び当該政策との比較検討の結果
- (4) 政策決定に係る町民参加の実施状況とその内容（実施予定を含む。）
- (5) 政策案の策定に関して参考にした事項
- (6) 総合計画上の根拠又は位置付け
- (7) 当該政策の実施に必要な財政措置（職員等の人件費含む。）の見込み
- (8) その他当該政策の決定に当たり必要と認められる情報

3 議会は、町長が政策案を議案として提案し、又は意見を聴くために提示したときは、当該政策の必要性、当該政策案の妥当性（代替案との比較検討の結果を含む。）、当該政策案に係る費用対効果その他必要な事項について検討し、議決又は意見に反映させるよう努めなければならない。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識して、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第9条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進のための会議を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進のための会議に学識経験を有する者等を構成員に加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第10条 議会は、他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第11条 委員会等は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応しなければならない。

(調査機関の設置)

第12条 議会は町政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会事務局は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、また、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局は、議員の調査研究に資する図書、その他の資料収集に努めるものとする。
(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との研修会を積極的に開催するものとする。
(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。
(危機管理体制の整備)

第16条 議会は、災害等の不測の事態から町民等の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図られるよう町長等と協力し、議会の危機管理体制を整えるものとする。

2 議会及び議員は、町内の状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ町長等に対し、議会として提言及び提案を行うものとする。

第8章 議員の身分、待遇及び政治倫理

(議員定数)

第17条 議員定数は、さつま町議会議員定数条例（平成19年さつま町条例第30号）で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く町民の意見を聴取するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年さつま町条例第32号）で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、

将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、その報酬の額が議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、町民及び議会としての意見が反映されるよう努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、町民の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、その地位に伴う責任と品位の保持に努め、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議長は、前項の規定に基づき、議員の政治倫理の確立を図るために特に必要と認める事項については、議会運営委員会等に諮って必要な措置を講ずるものとする。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれに基づいて制定される議会の条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認める場合は、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。